



令和6年(2024年)6月1日

鶴見中央中町会 定例役員会報告書

開催日:令和6年(2024年)6月1日(土) 19:00~20:

場 所:鶴見中央中町会会館

参加者:中町会役員、高砂クラブ(老人会)役員、婦人会役員、青年会役員、子ども会役員、
鶴見高齢・障害支援課 田辺氏、地域民生委員 島田氏

■■ 議事 ■■

【報告事項】

1. 社会を明るくする運動

期日:7月7日(日)19時~

場所:鶴見中央地域ケアプラザ2階 ※参加無料

鶴見中央地区の保護氏の方の講演(薬物乱用防止等)

社会を明るくする運動とは犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラです。

2. 家具転倒防止対策助成事業について

家具の転倒防止器具取付(無償)

(地震時の家具の転倒から身を守る)取付員を派遣、器具代は申請者負担。

○申請期限 令和6年6月1日から令和7年1月31日まで(市全体で先着500件)

◎問合せ先 一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL662-2711

3. 令和6年度新規家庭防災員研修について

「家庭防災員」希望者の研修

◎問合せ先 鶴見消防署 総務・予防課 TEL503-0119

4. 第1回鶴見区発災時のペット対策勉強会の開催について

発災時に区内で助け合えるネットワークについての勉強会開催

◎問合せ先 鶴見区役所 生活衛生課 TEL510-1845

【審議事項】

5. 情報共有方式個人情報研修(講師:鶴見高齢・障害支援課 田辺氏)

鶴見区では、地域防災拠点運営委員会や自治会町内会と協定を締結して災害時要援護者

情報(名簿)を提供し災害時に備えた日頃からの災害時要支援者との関係づくりなどに活用している。

「災害時要支援者名簿」の対象となる方

① 介護保険の認定を受けている方のうち

- ・要介護度3以上(重度)の在宅で生活している方
- ・一人暮らしの高齢者または高齢者世帯でいずれもが介護保険の認定を受けている方
- ・認知症のある方

② 障害のある方のうち

- ・障害者総合支援法の福祉サービスの支給決定を受けている身体・知的障害の方、難聴患者の方
- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由のうち身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳(愛の手帳)A1・A2(重度)の方

○個人情報とは

○個人情報取扱いのポイント

○個人情報の提供・共有

○「名簿」の取扱い

① 地域の支え合いの取組以外の目的で利用してはならない

② 区の許可を得ずに、複写又は第三者に提供してはいけない

③ 正当な理由がなく、要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

④ 区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、紛失などがないよう、必要な措置を講じてください

⑤ 原則として名簿の内容を電子データ化してはならない

⑥ 情報の漏えいや紛失などの発生又は恐れがある場合は、すぐに市役所に連絡してください

6. 祭礼について(神酒所、ふれんどさん営業曜日等)

(1)7月1日(月) 19時 1回目

(2)7月16日(火) 19時 2回目

※神酒所は田中屋であるが、後任テナントが決定の際は他を検討。

※祭りの弁当はふれんどさん依頼予定。



7. さわやか清掃

6月23日(日)9時開催予定。7月、8月実施せず。

【各部会報告】

(1) 婦人会

(2) 子ども会 会員 62名

2024年5月12日(日)子ども会総会開催

(3) 高砂会

老人会連合 伊豆旅行

(4) 青年会

入谷祭りに参加、6/8、9 潮田祭り参加

(5) 青少年指導員

(6) スポーツ推進委員

【次回役員会】

2024年7月1日(月) 19:00～ 中町会会館

以上